



事務所ニュース [No.246]



令和2年4月



新型コロナウイルス対応助成金

—労働者を雇用する事業主の方へ—

ご案内しました、小学校の臨時休業に伴う保護者への支援が始まりました。

- ① 対象者
フルタイム、パートタイマー、アルバイト等
- ② 有給休暇（年次有給休暇ではありません）を取得した対象労働者に
支払った賃金相当額×10/10
- ③ 時間有給休暇でも対象 6月まで延長
- ④ 対象期間 令和2年2月27日～~~3月31日~~までの間
- ⑤ 申請期間 令和2年3月18日～~~6月30日~~まで

※申請書類、添付書類など詳細は

当事務所担当者：川越幸代、染矢までご連絡ください

※当事務所への申請ご依頼事業所様につきましては対象期間を事業所ごとにまとめて4月1日から申請代行をいたしますのでご連絡願います。

延長になる



時間外休日労働に関する協定届（36協定）

—時間外労働を行う事業所—

国の働き方改革により中小企業は令和2年4月1日から時間外労働の上限規制導入に伴い、記載内容や届出様式の変更等、一部取り扱いが変更となっております。36協定は年1回労基署への届出が必要です。詳細は当事務所にご連絡ください。

労災・雇用保険

令和元年度の保険料の確定、令和2年度の概算保険料の申告・納付は年に1度で6月1日～7月10日までとなっています（事務組合の申告は6月初め、納付は7月20日）。令和元年度の社員全員の賃金、元請工事高等の準備が必要です。当事務所あて早めのご提出をお願いします。

なお、本年度は新型コロナウイルスの影響で捺印等、事業所ごとの訪問をできるだけ控えさせていただき、郵送でお願いする場合がございますがご理解いただきますようお願いいたします。



高年齢労働者の雇用保険料の免除が終了します

令和2年3月31日までは、満64歳以上の高年齢労働者の雇用保険料が免除されていましたが、令和2年4月1日からは、雇用保険料の納付が必要です。

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : //www.office-coa.net